

国立大学法人千葉大学経営協議会の学外委員の選考方針

令和7年9月30日
役員会決定

経営協議会の学外委員（国立大学法人千葉大学経営協議会規程第2条第1項第4号の委員をいう。以下同じ。）については、国立大学法人千葉大学（以下「大学法人」という。）の役員又は職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見を有するものから学長が任命することとされている。これを踏まえ、学外委員の選考に当たっては、以下の方針により選考する。

- (1) 経営に関する専門的知見等高い識見を有し、大学法人の経営に広く社会の多様な意見を反映させられるよう、意見を述べるとともに、必要な助言を与えられる者を選考すること。
- (2) 千葉大学憲章に掲げる理念と目標を共有し、千葉大学が世界を先導する創造的な教育・研究活動を通じた社会貢献を使命としていることを踏まえ、千葉大学と社会のステークホルダーの双方向的な連携を推進し、互いに共通する公共的な利益を追求できるよう尽力する意思を有する者を選考すること。
- (3) 千葉大学 DEIB (C-DEIB) の視点から、多様性、公正性、包摂性、帰属感を選考プロセスにおいても、結果においても尊重すること。
- (4) 幅広いステークホルダー等の意見を大学経営に積極的に反映させる観点から、教育・研究・大学運営、産業界、国際関係、行政、地域連携活動、マスコミュニケーション、アラムナイ等の分野について知見を有する者を分野に偏りのないよう選考すること。

附 則

この決定は、令和8年4月1日から実施する。